新潟県条例第11号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (新潟県監査委員条例の一部改正)

第1条 新潟県監査委員条例(昭和39年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対 応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改 正 正 後 前

(職員の賠償責任に対する監査又は審査)

- 第5条 法第243条の2の2第3項の規定により、知│第5条 法第243条の2第3項の規定により、知事か 事から監査の要求があつたときは、監査委員は、 7日以内に監査に着手しなければならない。
- められたときは、監査委員は、20日以内にこれを 審査し、意見を付けて知事に回付しなければなら ない。

(職員の賠償責任に対する監査又は審査)

- ら監査の要求があつたときは、監査委員は、7日 以内に監査に着手しなければならない。
- 2 法第243条の2の2第8項の規定による意見を求 2 法第243条の2第8項の規定による意見を求めら れたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査 し、意見を付けて知事に回付しなければならない。

(新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第 64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭 | 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭 和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定 により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任 の免除について、議会の同意を得なければならな い場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以 上である場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

和22年法律第67号) 第243条の2第8項の規定によ り、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免 除について、議会の同意を得なければならない場 合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上で ある場合とする。

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 TE. 改 TF. (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭│第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭 和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定 により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任 の免除について議会の同意を得なければならない 場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超 える場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

和22年法律第67号) 第243条の2第8項の規定によ り病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免 除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える 場合とする。

(新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例(昭和45年新潟県条例第7号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

正 正

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭 和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定 により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について、議会の同意を得なければ ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100 万円以上である場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭 和22年法律第67号) 第243条の2第8項の規定によ り、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責 任の免除について、議会の同意を得なければなら ない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円 以上である場合とする。

(新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例 (平成21年新潟県条例第35号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を向表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。